

平成30年度

事業執行方針

社会福祉法人平取福社会

平成30年度 事業執行方針

1 法人経営を取りまく現状

急速な少子高齢化、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中、福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人が果たしていく役割は益々重要になっています。このため、国では、社会福祉法人が、公益性や非営利性に見合う経営組織や財務規律を実現し、地域社会に貢献するという法人本来の役割を果たしていくよう法人の経営を見直すことを目的として平成28年3月に社会福祉法等の一部改正を行なったところであります。

平取福祉会においても法律に基づいた定款等の変更により理事等の権限や責任等を明確にするとともに、議決機関としての評議員会の設置、計算種類等を公表し、事業運営の透明性の向上を図ってきたところであります。

介護保険制度、障害者総合支援制度のもとで事業を実施することについては、財政的にもまた人材の確保の面におきましても厳しい状況ではありますが、質の高い福祉サービスが求められるのみならず、多岐にわたるサービスを提供していかなければと考えております。

また、念願であった法人本部機能の一元化につきましては、平成29年8月に本部事務局を設置し、事業実施計画や資金収支計画などの長期計画の策定、さらには就業規則や給与規程等の各種規程の見直しを行ったところであります。本年度以降につきましては、各施設でそれぞれ行っております人事管理や経理事務の共通部分につきましても法人で一元的に行ってまいります。

建物の老朽化による大規模改修工事や経年劣化による大型備品の更新につきましては、その費用が多額となることから、積立資産の計画的な活用とともに、不足分は国、北海道及び平取町に対し必要な資金要請を行ってまいります。

2 経営の基本方針

- (1) 透明性が高く、社会的に信頼され、開かれた事業運営に努めます。
- (2) 一人ひとりの人権を尊重し、地域社会で自立した生活を営むことができるよう支援します。

- (3) 経営基盤の確立と質の高い人材の確保・育成に取り組みます。
- (4) 地域社会との連携を深め、地域における公益的な取り組みを推進します。
- (5) コンプライアンスの遵守に努めます。

3 重点課題

- (1) 各種研修会等へ積極的に参加し、情報の早期収集に努め、制度改革に迅速に対応します。
- (2) 依然として厳しさを増す経営状況であることから引き続き事務・事業の効率化に努めます。
- (3) 将来に亘って質の高い法人経営ができるよう経営基盤の確立に努めます。
- (4) 次年度以降大規模な施設整備事業を計画していることから財源確保に向けた資金要請への取り組みを強化します。

4 拠点区分ごとの重点事業

(1) 法人本部拠点区分

本部事務局規程に基づき4月から本部事務局に必要な事務員を配置するとともに、各施設・事業所との連携を図りながら実施体制の確保に努めてまいります。事務所につきましては、必要なスペースの確保が可能であることや、平取町役場や平取町社会福祉協議会など関係機関との交通の利便性を考慮して平取かつら園に本部事務所を移転することとしていまして、その改修費として、事務費の修繕費に必要な予算を計上しているところです。

また、各施設・事業所間の行き来や各種会議、研修会の出席に必要な連絡車の配備につきましても、必要な経費を予算に計上しています。

給与規程の見直しによる給与改定につきましては、本年4月から新給料表に移行するとともに各種手当の見直しを行ったところであります。すでに職員説明会を終了し、概ね了承を得ているところですが、給与の支給にあたっては、職員の間混乱が起こらないよう慎重に進めてまいりたいと考えています。

(2) 障害者支援施設すずらん拠点区分

築33年が経過し、建物のいたるところで老朽化が顕著となっています。また、利用者につきましても、高齢化にともなう身体機能の低下などにより、車いす生活

を余儀なくされている方も見受けられ、今後においても、こうした傾向は続くものと思われます。

こうしたことから、利用者がこの施設で日常生活を安全で快適に暮らせるようにするため、老朽化の解消と建物のバリアフリー化が喫緊の課題となっています

このため、本年度は、大規模改修事業にともなう調査設計費として必要な予算を計上し、翌年度の事業実施に向けて国など関係機関と協議をしまいたいと考えています。

就労継続支援事業につきましては、本年4月から組織体制の見直しを行い、係長2名体制として、今までの施設内担当のほか新たに施設外担当係長を配置することとしています。この施設外担当の職務につきましては、事業主のほか、平取町やハローワーク等との連携を図りながら求職活動行ない施設外の作業場の確保につなげていくもので、これによって事業所及び一般就労移行者の収益増を図ってまいたいと考えています。

共同生活援助事業所につきましては、町内振内地区において6か所設置されておりますが、いずれの住居も老朽化が著しい状況となっていることから、毎年度1か所の改修を計画してしまし、30年度から毎年度必要となる予算を計上するものであります。

運営費につきましては、規程の見直しにより、援助事業の類型を本年4月より外部サービス利用型から介護サービスを包括する類型へ変更し、収益の改善を図っていきたくております。また、既存の共同生活住居との密接な連携を前提とした一人暮らしに近い形態のサテライト型住居として、振内単身者住宅がこの設置基準を満たしてしまし、平取町とも連携を図りながら利用者の入居を促進していきたくております。

(3) 特別養護老人ホーム平取かつら園拠点区分

特別養護老人ホーム平取かつら園の入所定員につきましては、開設以来50人でしたが、待機者の解消と収益の改善にもつながるため、本年度から、定員を5名増やし55名とし、適切な施設サービスを提供してまいます。これに伴いましてショートステイの1日の利用定員が13名から5名減って8名となりますが、このことは、今まで利用人員が比較的少なかったショートステイの空きベッドの有効活用を図るものでありまして、必要な職員を配置し万全な体制により運営してまいた

いと考えております。

昨年12月に平取町から受託した平取町介護予防・日常生活支援総合事業については、引き続き本年度も適正な運営を確保してまいります。

また、地域における公益活動として実施している地域交流サロンについては、高齢者の生きがいを高め、孤立感の解消にもつながるとものとして好評であることから引き続き実施をしてまいります。

(4) 軽費老人ホームケアハウスしずか拠点区分

開設後14年が経過した現在、介護認定を受け、各種の介護サービスを利用されている方が全入居者の3割を占める状況にあります。このため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を図りながら、要介護者にならないように介護予防における各種取り組みを引き続き継続してまいります。

施設運営につきましては、給食管理委託料の増額や修繕費については毎年増加していることから予断を許さない状況ではありますが、本年度、調理室にエアコンを設置し、夏場における食品の衛生管理や従業員の体調管理に努めてまいります。

(5) 相談支援事業所なないろ拠点区分

相談支援事業所につきましては、平取町や北海道の委託事業として、現在まで障害児(者)や生活困窮者の自立相談支援及び障害支援区分認定調査を行ってまいりましたが、本年4月より平取町から権利擁護相談事業を受託することになりました。この事業は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、成年後見制度を的確に利用できるように支援するとともに、町民が後見業務の担い手(市民後見人)として活動できるようサポートするものでありまして、その相談窓口をなないろに設置するものであります。新たな事業ということもありますので町、社会福祉協議会とも連携を図りながら実施体制を整えてまいりたいと考えています。

